

## 2023 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組み

### 福祉・介護職員特定処遇加算による賃金改善の対象職員

管理者・サービス管理責任者・ユニット責任者・有資格者（社会福祉士・介護福祉士）

### 賃金以外の具体的な取組み

- ① 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
  - 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
  - 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ② 両立支援・多様な働き方の推奨
  - 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
  - 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員課正規職員への転換の制度等の整備
  - 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ③ 腰痛を含む心身の健康管理
  - 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ④ やりがい・働きがいの構成
  - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善